

公益社団法人全国市有物件災害共済会通常理事会議事録

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 24 日（木） 14 時 30 分～15 時 30 分
- 2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目 4 番 1 号
日本都市センター会館 5 階 オリオン
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 18 名 定足数 10 名
- 4 出席理事 10 名
(出席)
阿部孝夫、生島典明、稲葉信義、浮揚庸夫、岸本泰三、小柴善博、塚本稔、長野和幸、丸口邦雄、三橋さゆり
(欠席)
老月邦夫、加賀谷久輝、金指健司、住田代一、林繁美、松崎茂、村上龍一、山崎一樹
- 5 出席監事 監事現在数 1 名
監事氏名 遠藤幸子

6 議題

【決議事項】

- 議案第 1 号 常務理事の選定について（案）
- 議案第 2 号 顧問の選任について（案）
- 議案第 3 号 平成 24 年度事業計画について（案）
- 議案第 4 号 平成 24 年度収支予算について（案）
- 議案第 5 号 平成 25 年度事業計画について（案）
- 議案第 6 号 平成 25 年度収支予算について（案）
- 議案第 7 号 助成規程の制定について（案）
- 議案第 8 号 平成 25 年度助成対象事業の承認と協助金の交付額の決定について（案）
- 議案第 9 号 地区協議会等の設置に関する規程の制定について（案）
- 議案第 10 号 地区協議会会長の選任について（案）
- 議案第 11 号 職務権限規程の一部改正について（案）
- 議案第 12 号 共済基幹システムの再構築について（案）
- 議案第 13 号 日本都市センター会館事業の今後の方向性の検討について（案）

【報告事項】

- 報告第 1 号 大網白里市の入会について

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で、事務局が定足数の充足を確認した。続いて、阿部理事長より挨拶を行った。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 33 条第 1 項の規定に基づき、阿部理事長が議長に就いた。

また議長は、議事録署名者について、定款第 36 条第 2 項の規定に基づき、出席した代

表理事及び監事が行う旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、議案第1号については議長が、議案説明及び採決を行い、議案第1号において浮揚常務理事が選定された後は、議案第2号から議案第13号については、浮揚常務理事の議案説明後、議長が採決をとる形式で行われた。

【決議事項】

① 議案第1号「常務理事の選定について（案）」

本会の代表理事は、定款第19条第2項において理事のうち3名以内を代表理事とする旨を定めており、平成25年1月24日現在の代表理事3名の内、岡本常務理事が、この通常理事会に先立って開催された第65回臨時総会をもって退任し、常務理事が欠員となったため、第65回臨時総会で理事に選任された、浮揚庸夫（うきあげ やすお）理事を常務理事に選定したい旨を説明した。（なお、定款第21条第3項の規定により、常務理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事となる。）

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

② 議案第2号「顧問の選任について（案）」

本会が公益社団法人として、防災・減災を通じ、住民生活のセーフティネットを担うことにより、地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与するという目的を達成するため、市及び不特定かつ多数の住民の利益の増進に寄与する本会と共通の基盤に立ち、法に基づき、国の立法や政策等への提言機能を有する、全国市長会及び全国市議会議長会、並びに、都市政策、行政経営及び地方自治制度等に関わる調査研究事業等を、全国的規模の観点から実施する公益財団法人日本都市センターより、国や都市の情勢等の変化に応じた様々な意見を聴くことが重要であるとの観点から、定款第28条の規定に基づき、全国市長会の森民夫会長、全国市議会議長会の関谷博会長、及び公益財団法人日本都市センターの大西秀人理事長の3氏を顧問に選任したい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

③ 議案第3号「平成24年度事業計画について（案）」及び議案第4号「平成24年度収支予算について（案）」

議案第3号「平成24年度事業計画について（案）」については、特例民法法人として、平成24年6月18日に開催した、第64回通常総会において承認された内容と同様であり、平成24年11月1日の公益社団法人への移行後となる当期については、引き続き、その事業計画に基づき、事業の実施を行いたい旨を説明した。

引き続き、議案第4号「平成24年度収支予算について（案）」については、平成24年11月1日から平成25年3月31日までの分ちり予算であるが、資金収支ベースから損益ベースに変更するなど、公益社団法人に適用される会計基準（平成20年基準）等に基づき策定した旨を説明した。

審議の結果、議案第3号、議案第4号のいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

④ 議案第 5 号「平成 25 年度事業計画について（案）」及び議案第 6 号「平成 25 年度収支予算について（案）」

議案第 5 号「平成 25 年度事業計画について（案）」では、公益社団法人移行を機会に、「住民生活のセーフティネットとしての役割」を担うことにより、「地方自治の発展と住民福祉の向上に寄与」という本会の目的達成に向け、定款第 4 条に掲げている全ての公益目的事業、及び収益事業の実施において努力する観点に立ち、計画を策定した旨を説明した。

引き続き、議案第 6 号「平成 25 年度収支予算について（案）」では、平成 24 年度予算（公益社団法人移行後の「分かち予算」と同様、公益社団法人に適用される会計基準（平成 20 年基準）等に従い、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」において定められている要件（公益目的事業における収支相償等）、並びに定款、業務方法書の規定に基づき予算案を策定した旨を説明した。

なお、議案第 5 号及び議案第 6 号に関して、以下の質疑が行われた。

丸 口 理 事「公益社団法人移行後、初めての通年事業計画、及び予算案の策定となるが、特徴的な点について説明を求める。」

浮揚常務理事「①日本都市センター会館事業については、公益社団法人移行を契機として、経営状況を詳細に検討すること、②相互救済事業に使用しているコンピューターシステムが、老朽化していることに加え、本会が現在取り組んでいる「経営計画チャレンジ 2011」の一環として、平成 24 年 8 月に共済委託団体に対し実施した「共済申込みの事務処理に関するアンケート」において、主にコンピューターシステムの改良を伴う要望が寄せられたことを受け、共済基幹システムの再構築を行うこと、③収支予算案の組み立てにつき、特例民法法人における資金収支ベースから、損益ベースで計上していること、が特徴となる。

上記の特徴を持ちつつも、本会の基幹事業である相互救済事業については、これまで以上に適確な事業運営を図ってまいりたい。」

審議の結果、議案第 5 号、議案第 6 号のいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑤ 議案第 7 号「助成規程の制定について（案）」

定款第 4 条第 5 号「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一つとして実施する助成事業に関しては、平成 25 年度実施分より「公益社団法人全国市有物件災害共済会助成規程」（以下「助成規程」という。）を制定し、「当該事業年度予算案に計上される消防・防災施設整備事業等資金融資資産受取利息の額の範囲内」（助成規程第 4 条第 2 項）で、本会の予算審議の理事会において、交付申請書の審査、承認に基づき「協助金」を交付（助成規程第 5 条並びに第 6 条）し、当該助成対象事業の実施完了後、完了報告書等を徴収し、本会の決算審議の理事会において報告（助成規程第 7 条）する旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑥ 議案第 8 号「平成 25 年度助成対象事業の承認と協助金の交付額の決定について（案）」

平成 25 年度の助成は、5 団体（全国市長会、全国市議会議長会、公益財団法人日本都市センター、財団法人日本消防協会及び財団法人日本防火協会）から申請があり、各団体が実施予定の助成対象事業が、本会の目的に合致し（助成規程第 6 条第 2 項第 1 号）、かつ、助成対象事業を実施する各団体が、当該事業を実施する基礎を備えている（助成規程第 6 条第 2 項第 2 号）と考えられること、また申請の総額が 2 億 7,500 万円で、「当該事業年度予算案に計上される消防・防災施設整備事業等資金融資資産受取利息の額の範囲内」（助成規程第 4 条第 2 項。平成 25 年度収支予算では、「消防・防災施設整備事業等資金融資資産受取利息」 2 億 9,676 万円から、公益目的事業のうち、財源を同受取利息に依拠する「防災専門図書館事業」及び「都市防災推進セミナー関連費用」の予算額 1,636 万円を差し引いた額 2 億 8,040 万円が限度額となる。）であることから、各助成対象事業に対する協助金の交付額を、各団体の申請のとおり決定したい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑦ 議案第 9 号「地区協議会等の設置に関する規程の制定について（案）」

全国各市の共同事業体である本会では、公益社団法人移行後においても、旧法人の支部長市を核として、各地区内の共済委託団体との連絡、調整等を図りながら事業運営を行うことが、住民生活のセーフティネットの役割を担うためにも、たいへん重要であることから、定款第 46 条に規定する「本会の事業を推進するために必要」な「委員会」として、地区協議会等を設置するために「公益社団法人全国市有物件災害共済会地区協議会等の設置に関する規程」（以下「地区協議会等設置規程」という。）の制定を行いたい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑧ 議案第 10 号「地区協議会会長の選任について（案）」

議案第 9 号にて制定された、地区協議会等設置規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、以下の理事を、それぞれの地区の協議会会長として、選任を行いたい旨を説明した。

北海道地区協議会会長	理事	生島典明	氏
東北地区協議会会長	理事	稲葉信義	氏
関東地区協議会会長	理事長	阿部孝夫	氏
北信地区協議会会長	理事	丸口邦雄	氏
東海地区協議会会長	理事	住田代一	氏
近畿地区協議会会長	理事長職務代理者	村上龍一	氏
中国地区協議会会長	理事	佐々木敦朗	氏
四国地区協議会会長	理事	岸本泰三	氏
九州地区協議会会長	理事	山崎一樹	氏

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑨ 議案第 11 号「職務権限規程の一部改正について（案）」

代表理事の職務権限として決定すべき事案、並びに管理職員が専決すべき事案を規定する「職務権限規程」について、契約締結や物品の購入金額に応じた権限に関する項目の追加を行いたい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑩ 議案第 12 号「共済基幹システムの再構築について（案）」

相互救済事業の実施において使用している、現行の共済基幹システムが、経年により陳腐化、老朽化を来していること、また共済委託団体各位に対し、「共済申込みの事務処理に関するアンケート」を実施したところ、主にシステムの改良を伴う要望が寄せられたことから、本会が公益社団法人として共済委託団体のニーズに応え、将来にわたり確実に相互救済事業を実施するため、オンライン処理による共済基幹システムの再構築に着手したい旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

⑪ 議案第 13 号「日本都市センター会館事業の今後の方向性の検討について（案）」

「公益社団法人が実施する収益事業」は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」における公益認定の要件として、「公益目的事業の実施に支障を及ぼす恐れのないこと」及び、「収益事業と公益目的事業の会計を区分すること」が定められている。

一方、近年の会館事業収支が各年とも償却後赤字であるとともに、会館の現建物が竣工後 13 年を経過しており、建物機能維持のため、大規模修繕を必要とし、多額の修繕費用が見込まれる時期となっている。

こうした点から、会館事業の今後の方向性につき、検討が必要な時期であるとの考えに立ち、今後の会館事業継続の是非を探るため、ホテル経営等にも精通している外部有識者の参画を求め、「会館事業を取り巻く経営環境等の詳細な分析」、「将来展望を見据え、メリット、デメリットを含めた事業シナリオのシミュレーション」等を行い、理事会等において、説明していく旨を説明した。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

①報告第 1 号「大網白里市の入会について」

平成 25 年 1 月 9 日付けで、千葉県の大網白里市から入会申込書が提出されたので、常務理事において、同日付で入会を承認した旨を、事務局より報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名捺印する。

平成 年 月 日

代表理事 阿部孝夫 印

代表理事 浮揚庸夫 印

監 事 遠藤幸子 印